

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

令和6年11月1日～

居宅サービス利用料 在宅強化型(※注1)

1日あたり(ユニット型個室の多床室)		備考
経過的ユニット型 介護老人保健施設 予防短期入所 療養介護費(i)	要支援1	722単位
	要支援2	888単位
経過的ユニット 型介護老人保 健施設短期入 所療養介護費 (i)	要介護度1	948単位
	要介護度2	1,025単位
	要介護度3	1,090単位
	要介護度4	1,148単位
	要介護度5	1,207単位
送迎加算		184単位
		片道料金

- ※ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ):1日51単位が加算されます。
- ※ 個別リハビリテーション実施加算:個別にリハビリテーション計画を作成し、1日に20分以上の個別リハビリテーションを行った場合、1日240単位が加算されます。
- ※ 療養加算:厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合、1回8単位(1日につき3回を限度)が加算されます。
- ※ 緊急短期入所受入加算:居宅サービス計画がなく、緊急に短期入所療養介護を行った場合は、利用開始日から7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日)を限度として、1日90単位が加算されます。
- ※ 重度療養管理加算:要介護4又は5で、経管栄養や気管切開、褥瘡の治療が必要等の状態の方は、1日120単位が加算されます。
- ※ 緊急時施設療養費:利用者の様態が急変し、緊急その他やむを得ない事情により所定の医療行為を行った場合、緊急時治療管理として1日518単位(1月1回、連続3日まで)が加算されます。
- ※ 総合医学管理加算:治療管理を目的とし、別に厚生労働大臣が定める基準に従い指定短期入所療養介護を行った場合、1日275単位(10日を限度)が加算されます。緊急時施設療養費を算定した日は、加算されません。
- ※ 若年性認知症入所者受入加算:若年性認知症入所者に対して介護保険サービスを行った場合は、1日につき120単位が加算されます。

**生産性向上推進体制加算(Ⅰ):**  
 ○(Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取り組みによる成果が確認されていること。○見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。○職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組等を行っていること。○1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行った場合、1月につき100単位加算されます。

※ **生産性向上推進体制加算(Ⅱ):**  
 ○利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。○見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。○1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行った場合、1月につき10単位加算されます。

※ 上記の金額(介護保険給付分)の総額に対して、**介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)**として7.5%を掛けた金額が別途かかります。

食費	基準費用額	1日あたり 1,700円 (朝食 370円 昼食 700円 夕食 630円)		
	負担限度額認定証	利用者負担額第1段階の方	1日あたり	300 円
		利用者負担額第2段階の方	1日あたり	600 円
		利用者負担額第3段階①の方	1日あたり	1,000 円
		利用者負担額第3段階②の方	1日あたり	1,300 円

居住費	基準費用額	1日あたり 1,728円 (ユニット型個室の多床室)		
	負担限度額認定証	利用者負担額第1段階の方	1日あたり	550 円
		利用者負担額第2段階の方	1日あたり	550 円
		利用者負担額第3段階の方	1日あたり	1,370 円

その他の利用料			
1	特別室の利用料(テレビ代含む)	1日あたり	200 円
2	液晶テレビ貸出(電気代含む)	1日あたり	100 円
	コンセント使用料(1か所につき)	1日あたり	50 円
3	その他の日常生活費(入浴用バスタオル、洗身タオルなど)	1日あたり	220 円
4	私物の洗濯代		実費

(※注1) 居宅サービス利用料については、当施設の在宅復帰支援機能の評価に変動があった際には変更となる場合があります。

「1単位＝10.14円×自己負担割合」で計算した金額をご請求いたします。

令和 年 月 日 ご利用者様氏名 印

身元保証人 印